

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づく西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

2 区域

県道菊川停車場伊達方線と市道宮前西方線との交点を起点として、市道宮前西方線を西進し、主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同線を西進し、掛川市境（後山トンネル）に至り、同地点から同市境を北東に進み、市道土代柳沢線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道奥山本線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、市道公文名富田線を経て県道菊川停車場伊達方線との交点に至り、同地点から同線を南下し起点に至る一円の区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

指定目的 本区域は、もともと特定猟具（銃）使用禁止区域として指定されていたが、掛川市の東山口鳥獣保護区（昭和46年指定）に隣接していることから、地元関係者との協議により、平成元年に鳥獣保護区に指定された。また、本区域は住宅及び農地が散在していること、東遠学園東遠地区生活支援センターがあることから、鳥獣の保護に加え、狩猟に伴う事故の防止も求められてきた。

しかし、平成17年度頃から、イノシシによる水稻の踏み倒し、茶園の掘り返し、野菜やイモ類の食害等の被害が急速に拡大・深刻化している。生産者の自主的な防除対策や、地域での対策の担い手育成、猟友会による有害鳥獣捕獲により対応しているが、被害を受けた生産者の経済的損失、精神的ダメージは大きく、鳥獣保護区の更新は困難となった。そのため、鳥獣保護及び農作物被害防止を図るため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定し、鳥獣との共生を図ってきた。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定から12年が経過したが、イノシシによる被害は未だ減少していないことから、本区域を再指定し、引き続き鳥類の生息環境の保護と農作物被害の防止を図るものとする。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和5年4月18日から令和5年5月1日まで（閉庁日及び職員勤務時間外を除く。）

=====

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づく小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

2 区域

県道磐田掛川線の袋井市と掛川市の市境を起点とし、市境を南進し岡崎奥三沢線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道近江ヶ谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し二級河川小笠沢川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を東進し、市道菩提1号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み、市道北谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、県道磐田掛川線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和8年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

指定目的 当該地域については、その大部分は広葉樹及び松の人工林等で覆われており、自然環境のよく保全された緑豊かな丘陵地で、温暖な気候条件にも恵まれ、キジ、ウグイス、メジロ、ヤマガラなどの森林鳥獣が繁殖、生息するため良好な環境条件を備えていることから、昭和55年に鳥獣保護区に指定された。

しかし、平成20年代からイノシシによる農作物被害が急速に拡大してきたことを受け、令和2年よりイノシシ及びニホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定を変更し、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図ってきた。

区域の指定より3年が経過したが、依然、イノシシによる被害が継続していることから、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として再指定し、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るものとする。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和5年4月18日から令和5年5月1日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）